様式コード 4 2 4 8 0 2 4

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担	当	者

日・オーストリア社会保障協定 国民年金・国民健康保険 適用証明書再交付申請書

◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。						令和	年	月	日提出			
個人番号(または基礎年金番号) 生 年 月 日						始年月	日	協	定相手国			
	5. 昭和	年	月	B	(西暦)年	E	月 日	(オ-	ーストリア)			
	7. 平成		1 .			1 .	1 ,		0 2 4			
	9. 令和	氏 名							性別			
	 ーマ字(大文字ブロ		います。						土力			
		77177 41127 4774		名] 1. 男			
] 2.女			
日本国に	:おけ	る被が	 呆 険	者 住	所							
(7),h*+)	. 00 17				771							
₸												
オーストリアにおける就労先	(事業	所)の	名 称:	*ローマ	字(大文字	字ブロッ	ク体)で記	己入原	颠います 。			
オーストリアにおける就労先	(事業所) の 所	在 地	*ローマ	字(大文字	ブロック	体)で記入	、願いる	 ます。			
申請するに至った事	ī th						考					
□ 1. 滅失	≠ ш				I/用		73					
口 2. き損												
□ 3. 適用証明書の記載事項変更												
(変更する事項の欄に赤字で変更前の内容を記入のうえ、変更後の内容を黒字												
で並記してください)												
オーストリアにおける連絡先住	所および	ド電 話 番	5号*	ローマ字	(大文字	ブロック	ウ体)で記	入願	います。			
		(T	EL)									
裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。												
							/	 55/	一———、			
日本の事業主記入欄(被用者の場合の	み記入)	1					,	'文'1	가 El , /			
上記内容は、事実に相違ないことを証明します。												
(所在地) 〒												
(名称)												
N = 677			社会	会保険労務士	記載欄]						
(事業主氏名)			氏名等			•						
(電話) () 一() 一()											

申請にあたっての留意点

この申請書は、国民年金の被保険者が、次のいずれかに該当する場合に、日本年金機構に適用証明書の再交付を申請するためのものです。

- a. すでに交付された適用証明書を滅失した場合
- b. すでに交付された適用証明書をき損した場合
- c. すでに交付された適用証明書の記載内容に変更が生じた場合

申請書を提出した後、派遣が取り止めとなった場合や申請内容に変更があった場合は、取消または訂正の手続が必要です。なお、行き違いで適用証明書が届いた場合、年金事務所に速やかに返却をお願いします。

日・オーストリア社会保障協定に基づき、この協定の実施のために必要な場合には、交付された適用証明書に記載された情報を日本の実施機関からオーストリアの実施機関に提供することがあります。

申請書の記入方法

「個人番号(または基礎年金番号)」:

個人番号を記入する場合は、個人番号カード、通知カード※または住民票の写しに記載されている12桁の番号を記入してください。 基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳等に記載されている10桁の番号を左づめで記入してください。 ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。

「生年月日」:

年号について、該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「就労の開始年月日」:

適用証明書交付申請書の申請時に記入した「就労の開始予定年月日」(すでに交付されている適用証明書の「期間」欄の初日)を西暦で記入 してください。

「被保険者氏名」:

申請する被保険者の氏名を「漢字」、「カタカナ」および「ローマ字(大文字ブロック体)」で記入してください。

「日本国における被保険者住所」:

日本の現住所を記入してください。

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されますが、別の住所の表示を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。なお、申請書と同時に住所変更届を提出された場合には、「備考」欄にその旨の記入をお願いします。

「申請するに至った事由」:

該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「3. 適用証明書の記載事項変更」の場合は、変更する事項の欄に変更前の内容を赤字で記入のうえ、黒字で変更後の内容を並記してください。なお、氏名を変更した場合には、氏名変更届を提出のうえ、この申請をしてください。日本国における被保険者住所を変更した場合は、住所変更届を提出のうえ、この申請をしてください。ただし、日本国内に住民登録しており、住民票上の氏名または住所がすでに変更されている場合は、氏名変更届、住所変更届の提出は不要です。

「日本の事業主記入欄」:

自営業者の方は記入不要です。日本の事業所の被用者の方のみ、日本の事業主より申請内容について証明を受けてください。

<u>添付書類</u>

申請するに至った事由が滅失の場合を除き、この申請書にすでに交付されている適用証明書を添えて提出してください。

【個人番号(マイナンバー)により申請する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

- ① マイナンバーが確認できる書類:通知カード※2、個人番号の表示がある住民票の写し
- ② 身元(実存)確認書類:運転免許証、パスポート、在留カードなど※3
 - ※1 郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード表裏両面または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。
- ※3 上記以外の②身元(実存)確認書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。